

2020/12/7

RRS 2021-2024 主要改正点

(外洋レース、クルーザーレース関係)

●概要

参加艇・選手向け

- ・ スタート（リコール）、フィニッシュ等の判定基準が、「艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備」から「艇体」だけに変更
- ・ 障害物タック時の声かけ、聞こえないときの信号義務化
- ・ スピンネーカー展帆時の輪ゴムや毛糸等の使用禁止（これまで NoR、SI 等でごみの処分の例外で使用許可できたが、今回から完全禁止）
- ・ 夜間の灯火：「安全のため必要な場合」から「装備されている場合」となり、ヨットレースルール上も航海灯点灯義務化
- ・ セールナンバーは、セールと対象的な色に（黒地セールに黒色や濃紺等のセールナンバーは違反）

運営関係向け

- ・ レース信号（クラス旗に加え、フリート旗、種目旗、レース・エリア旗で視覚信号を限定可能に）、V 旗（安全指示）
- ・ オレンジ旗（スタート本部船ポール）、青色旗（フィニッシュ本部船ポール）
- ・ スタート（リコール）、フィニッシュ等の判定基準が、「艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備」から「艇体」だけに変更
- ・ 夜間の海上衝突予防法適用は SI 記載から NoR 記載
- ・ 障害物タックの声掛けにかわる代替手段を NoR で規定可
- ・ 「コースを帆走しなかった艇」 レース委員会は審問なしに判定、略語は NSC
- ・ レース・タイム・リミット：基準時間に「スタートしていない艇」（OCS 等）は入らず
- ・ NoR：各艇が大会に参加する前に入手。
- ・ セールナンバーは、セールと対象的な色に。

スタート（リコール）、フィニッシュ等の判定基準が、「艇体、または正常な位置にある乗員もしくは装備」から「艇体」だけに変更

これまでスタート時に、選手やセール、スピンプールなどが艇体（hull）から出てれば、そこがリコール等の判定基準であったが、改正後は艇体（hull）自体だけが判定基準となった。

リコールでのスタート・ラインへの戻りの基準や、戻っている艇がその他の艇を避ける場合の基準も艇体（hull）と規定された。

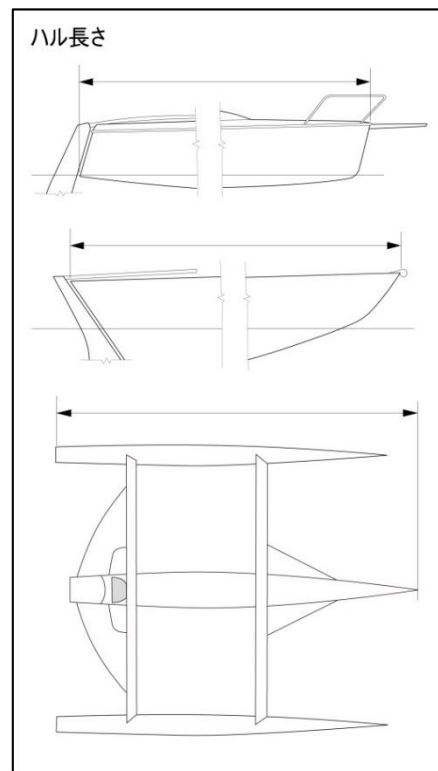
これまで、正常な位置にある選手やセール、スピンプールなどが艇体（hull）から出てれば、そこがフィニッシュの判定基準であったが、改正後は艇体（hull）自体だけがフィニッシュの判定基準となった。

フィニッシュ・ライン付近でペナルティーを履行する場合、フィニッシュする前にその艇の艇体（hull）が完全にフィニッシュ・ラインのコース・サイドになければならない。

なお、「hull」は RRS では従来から「艇体」としているが、ERS では今回の翻訳から「ハル」と記述するようになった。

艇体の判定基準：船殻本体だけで、パルピット、バウスプリッド、アンカーガイド、外付けラダー等は「艇体」ではない。ERS D.3.1 のハルの長さの図参照

ERS D.3.1 ハル（艇体）の長さ



定義スタート

スタート信号時またはスタート信号後、艇体がスタート・ラインのプレスタート・サイドに完全に入っていて、規則 30.1 が適用される場合には、その規則に従い、艇体の一部がスタート・ラインをプレスタート・サイドからコース・サイドに向かって横切るとき、艇はスタートするという。

定義フィニッシュ

スタート後、艇体の一部がコース・サイドからフィニッシュ・ラインを横切るとき、艇はフィニッシュするという。

RRS 21.1

スタート信号後、スタートするため、または規則 30.1 に従うために、スタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のプレスタート・サイドに向かって帆走している艇は、艇体がプレスタート・サイドに完全に入るまでは、そうでない艇を避けていなければならない。

RRS29.1 (個別リコール)

スタート信号時に、艇体がスタート・ラインのコース・サイドにある場合、または艇が規則 30.1 に従わなければならない場合、レース委員会は速やかに音響 1 声と共に X 旗を掲揚しなければならない。これらの艇の艇体がスタート・ラインまたはそのどちらかの延長線のプレスタート・サイドに完全に戻るまで、またこれらの艇に規則 30.1 が適用されている場合には、それに従うまで、X 旗は掲揚しておかなければならない。

RRS44.2 1 回転と 2 回転ペナルティー

～艇はフィニッシュ・ラインまたはその近くでペナルティーを履行する場合、フィニッシュする前にその艇の艇体が完全にフィニッシュ・ラインのコース・サイドにななければならない。

クラス旗に加え、フリート旗、種目旗、レース・エリア旗でレース旗適用を限定することが可能に

レース旗の適用を限定する場合は、適用クラスを限定するクラス旗をレース旗の上に掲揚する場合だけだったが、フリート旗、種目旗、レース・エリア旗も追加された。

レース信号：視覚信号がクラス旗、フリート旗、種目旗、またはレース・エリア旗の上に掲揚された場合、信号はそのクラス、フリート、種目、またはレース・エリアだけに適用される。

スタート本部船ポールはオレンジ旗、フィニッシュ本部船ポールは青色旗

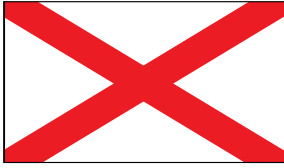
これまで青色旗はフィニッシュ・ラインに位置する本部船に掲げることになっていたが、改正後はスタート・ラインの本部船ポールにオレンジ旗が追加、フィニッシュ・ラインの本部船ポールに青色旗を掲揚する。

レース信号：オレンジ旗

この旗を掲げたポールは、スタート・ラインの一端である。

レース信号：青色旗

この旗を掲げたポールは、フィニッシュ・ラインの一端である。

V 旗（安全指示）安全指示のための通信チャンネルの聴取義務

V 旗（白地に赤 X）

レース委員会艇に V 旗が掲げられた場合は、安全指示のための通信チャンネルを聴取することとなった。対象は、すべての競技艇、運営艇、支援艇。

なお、危険な状態にある人や船舶を助ける義務は、競技艇（選手）だけでなく支援者にも拡大された。

V 旗は、インショア・レースでは有効であるが、オフショアレースでは事実上難しい。オフショアレースの場合は、別途 SI 等で通信徴取義務を規定するか。

RRS37 搜索と救助の指示

レース委員会が音響信号 I 声とともに、V 旗を掲揚した場合、すべての艇、運営艇、支援艇は、可能な場合には、搜索と救助の指示を受けるためにレース委員会の通信チャンネルを聴取しなければならない。

RRS1.1 危険な状態にあるものを助けること

艇、競技者、または支援者は、危険な状態にある人員または船舶に対して、可能な限りのあらゆる救助をしなければならない。

障害物タックの声かけ、聞こえないときの信号義務化

障害物タックでは、大型艇・外洋艇等では声が聞こえない状況があるため、声が聞こえない状況でもコミュニケーションできる手段を追加する。具体的には、腕を使つての信号や灯火等による信号が考えられる。

なお、主催者・レース委員会は NOR にてその手段を定めることができる。

RRS20.4 声かけの追加要件（障害物タック）

(a) 声かけが聞こえないかもしれないような状況の場合、艇はタックするためのルールが必要であること、または声かけに応じることを、明確に示す信号もまた発しなければならない。

(b) レース公示では、タックするためのルールが必要であること、または声かけに応じることを艇が示すための代替手段を規定し、艇がその手段を使うよう求めることができる。

スピナーカー展帆時の輪ゴムや毛糸等の使用禁止

ごみを故意に水中に投棄してはいけなないので、スピナーカーを揚げ易くするために輪ゴムや毛糸等で縛って、スピナーカーの展開と同時にゴムや毛糸が切れて海に飛ぶと違反である。

しかし、これまでは NoR や SI でこの規定を変更できたので、World Sailing も以前は安全のために必要なら NoR、SI で規定するように奨励していた。ファストネット・レース等の海外の外洋レースでもかつては SI 等で例外を設けていた。

今回、地球環境保全の視点から、この RRS47（旧 RRS55）が、変更禁止の条文の一つに入ったため、原則通りとなって、スピナーカー展帆時の輪ゴムや毛糸等はどんな場合でも使用禁止となった。

なお、ごみの処分条項は、今回改正から、競技者に加え、支援者も故意のごみ投棄の禁止対象となった。

RRS47 ごみの処分

競技者および支援者は、故意にごみを水中に投棄してはならない。この規則は水上にいる間は常に適用される。この規則の違反に対するペナルティーは失格より軽減することができる。

RRS86.1 ; 競技規則の変更

(a) 各国連盟規程では、競技規則を変更することができる。ただし、次の規則は変更することができない。

- ・ 定義（途中略）規則 47、（以下略）

(b) レース公示または帆走指示書では、競技規則を変更することができる。ただし、（中略）または規則 86.1(a)に記載された規則は変更できない。

夜間の航海灯は、ヨットレースルール上も点灯義務化

夜間の灯火については、これまで「安全のため必要な場合」の適用であり、夜間のレース中に「必要ない」として航海灯を消灯すると、海上衝突予防法には違反するが、ヨットレースのルール上は違反はしていないことになっていた。

今回改正から「装備されている場合」となり、ヨットレースルール上も航海灯は点灯が完全義務化され、消灯しているとレース委員会や他艇から抗議の対象となるルール違反となった。

なお、海上衝突予防法第 10 条の分離通行方式の適用に代わる付則 TS が出来たが、日本で付則 TS を使用することはない。なお、日本には法定の分離通行方式の海域は無い。

RRS56.1; 霧中信号と灯火

装備されている場合、艇は、『海上における衝突予防のための国際規則 (IRPCAS)』、または適用される国内法規で定められているとおりに、霧中信号を鳴らし、灯火を表示しなければならない。

RRS56.2; 分離通行方式

艇は IRPCAS 第 10 条の『分離通行方式』に従わなければならない。

注記：付則 TS『分離通航方式』は World Sailing ウェブサイトから入手することができる。付則 TS の A 節、B 節または C 節が適用されると記載することにより、レース公示で規則 56.2 を変更することができる。

風上側のライフラインでヒールをつぶすために座る条項の文言の改正

風上でヒールをつぶすために「デッキに座る」状態は、トーレール上に座る場合もあり、競技者の体のどの部分がデッキに接している必要があるかわかりにくいため削除となった。実質的な内容に変更はない。

RRS49.2; 乗員の位置

クラス規則または他の規則によりライフラインが必要とされている場合、必要な作業を短時間行う場合を除き、競技者は胴体の一部でもライフラインの外側に出してはならない。上部と下部のライフラインを備えた艇では、腰を下部のライフラインの内側に置き、外を向いて~~デッキに~~座る競技者は、上半身を上部のライフラインの外側に出すことができる。クラス規則または他の規則が最大たわみを規定している場合を除き、ライフラインはぴんと張らなければならない。クラス規則がライフラインの材質や直径の下限を規定していない場合、ライフラインは、『World Sailing 外洋特別規定』の該当項目で定められた仕様に適合していなければならない。

セールナンバーは、セールと対照的な色に

セールナンバーは、セールと対照的な色で、艇を識別する文字と数字がはっきりと読み取れるようにしなければならないと規定された。

例えば、黒色地のセールに、黒や濃紺等のセールナンバーを付けると、明確にルール違反となる。

RRS 付則 G1.2;仕様

(a) 国を示す文字とセール番号は、次のとおりでなければならない。

- (1) 大文字、かつアラビア数字
- (2) 同じ色
- (3) セールと対照的な色
- (4) サンセリフの書体

また、セールが展開される際には、艇を識別する文字と数字がはっきりと読みとれるようにしなければならない。

夜間に RRS 第 2 章の航路権規則の適用を海上衝突予防法の航路権規則適用に切り替えるのは、SI 記載事項から NoR 記載事項に

夜間に RRS 第 2 章「艇が出会った場合」の航路権規則を海上衝突予防法第 2 章の航路権規則に切り替える場合、これまで SI の適用規則に記載することとなっていたが、NoR の適用規則に記載することとなった。

夜間は RRS 第 2 章そのままか、海上衝突予防法適用か、付則 RV 適用かにより、エントリーそのものの判断や艇の準備に影響するため、エントリー前に公示すべき情報であることから、SI ではなく NOR に記載することとなった。

RRS 第 2 章 前文

第 2 章の規則に従って帆走中の艇がそれ以外の船舶と出会った場合、その艇は『海上における衝突の予防のための国際規則 (IRPCAS)』または航路権に関する国内法規に従わなければならない。レース公示に記載した場合には、IRPCAS の航路権規則または航路権に関する国内法規が、第 2 章の規則に置き換わる。

「コースの帆走」が定義化され、違反は審問なしに NSC に

「コースの帆走」が定義化され、それに反した場合は、レース委員会は審問なしに「NSC」（コースの帆走をしなかった）と判定し、参加艇+1の得点の成績を付けることとなった。

定義 コースの帆走

艇が**コースの帆走**を行うとは、プレスタート・サイドからスタートするためにスタート・ラインに近づき始めた時から、フィニッシュするまでの艇の航跡を示す系をぴんと張った場合に、次のようになっていることをいう。

- (a) そのレースのコースにある各マークを定められた側および正しい順序で通過。
- (b) 帆走指示書で回航マークと定められた各マークに触れること。
- (c) ゲート・マークの間を、その前のマークからのコースの方向で通過。

RRS28.1

艇はスタートし、**コースの帆走**をし、フィニッシュしなければならない。～

RRS28.2

艇は、フィニッシュするためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

RRS 付則 A5.1

スタートしなかった艇、コースの帆走をしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、規則 30.2、規則 30.3、規則 30.4、規則 78.2 に従わなかった艇、またはリタイアするか規則 44.3(a)に基づきペナルティーを履行する艇には、レース委員会によって審問なしに、それぞれに応じた得点が記録されなければならない。

RRS 付則 A5.2

スタートしなかった艇、コースの帆走をしなかった艇、フィニッシュしなかった艇、リタイアしたか失格となった艇には、シリーズに参加した艇の数より1多いフィニッシュ順位に対する得点が記録されなければならない。

RRS 付則 A10 得点記録の略語

NSC コースの帆走をしなかった。

NoR は大会参加前に用意、帆走指示書 SI はレースが始まる前に用意

レース公示 NoR は大会エントリーや大会準備に必要な情報のため各艇が大会参加前に用意する。

帆走指示書 SI はレースが始まる前に必要な規則を含むため、レースが始まる前に用意する。

この趣旨に沿って、各規則の適用を規定するものは「NOR」、「SI」、「NOR または SI」に整理変更されている。

RRS25.1(レース公示、帆走指示書) レース公示は、各艇が大会に参加する前に、入手できるようにされていなければならない。帆走指示書はレースが始まる前に各艇が入手できるようにされていなければならない。

スタートしてない艇は、レース中止やレース・タイム・リミットの対象外
呼称変更「タイム・リミット」⇒「レース・タイム・リミット」

Ⅰ艇でもレース・タイム・リミット内にフィニッシュしている場合はレースは中止できないが、スタートしてない艇（OCS 艇）はそのⅠ艇の対象外。

レース・タイム・リミットの時間カウントにスタートしてない艇（OCS 艇）は対象外となる。

これまで「タイム・リミット」と言っていたものが「レース・タイム・リミット」と呼称変更となった。

RRS32.1（スタート後の短縮または中止）

～スタート手順の誤りを理由としてレースを中止することができる。ただし、Ⅰ艇でもスタートし、コースの帆走をして、レース・タイム・リミット内にフィニッシュした後は、レース委員会は、そのレースまたはシリーズにおけるすべての艇への影響を考慮することなく、レースを中止してはならない。

RRS35 レース・タイム・リミットと得点

Ⅰ艇がスタートし、コースの帆走をして、タイム・リミットがある場合にはそのレースのタイム・リミット内にフィニッシュした場合には、レースが中止された場合を除き、フィニッシュしたすべての艇はフィニッシュの順位に従って得点が記録されなければならない。レース・タイム・リミット内にⅠ艇もフィニッシュしない場合には、レース委員会はレースを中止しなければならない。

落水していても「艇に接する」状態であれば通常の帆走

乗員が落水していても「艇に接する」状態であれば通常の帆走とみなす。フィニッシュする際には、落水または泳いでいる乗員は「接している」必要がある。

乗員が落水や泳ぎで艇から離れて戻る場合、艇は離れた地点まで戻る必要性はない。次のマークに向けた帆走に復帰する前に、「艇に接する」状態に戻っていれば良い。

「艇に接する」は艇体(hull)への接触だけでなく、艇の装備品・シート等や乗員の手足などに接していても良い。

RRS48.2（装備と乗員についての制限）

乗艇している人員は、病気または負傷の場合、または危険な状態にある人員または船舶を救助するため、または泳ぐためを除き、故意に艇を離れてはならない。偶発的または泳ぐために艇を離れた者は、次のマークに向けた帆走に復帰する前に、その艇に接する状態に戻っていなければならない。

用語 艇

セールボートおよび乗艇している乗員

NoR で成績の確定を 24 時間と定めることが出来る

NoR に記載されている場合、抗議締切時刻、プロテスト委員会の最終判決時刻、成績表公表時刻から 24 時間後は成績表の得点変更をしてはいけない。(World Sailing 規程違反、不正行為、上告の場合は例外的にその後の成績変更をする)

RRS90.3 得点

(e) レース公示に記載されている場合、規則 90.3(a),(b),(c),(d) の規定にかかわらず、次のいずれかから 24 時間より後に起こされた、誤りの訂正を含む処置に起因するレースまたはシリーズの得点変更をしてはならない。

- (1) シリーズの最終レースの抗議締切時刻 (シングルレース・シリーズを含む)
- (2) シリーズ最終レース後、プロテスト委員会の判決を通告された時刻 (シングルレース・シリーズを含む)
- (3) 成績が公表された時刻

ただし、例外として、規則 6、69、70 に基づく判決に起因する得点の変更は、行わなくてはならない。レース公示は「24 時間」を別の時間に変更できる。